

議会報 ならは

令和3年
第192号
6月5日発行

■ 令和3年3月定例会 会期 3/8~11



もうすぐ梅雨。たくさんの晴れを願って。

- 令和3年3月定例会……………2~5ページ
- 臨時議会（1・2月）……………6ページ
- 町政を問う！【いっぱん質問】……………7~10ページ
- 委員会のうごき／議会の足跡……………12~13ページ
- こども議会／表彰……………14ページ

議会報ならは192号

発行・編集者 榎葉町議会

双葉郡榎葉町大字北田字鐘突堂5番地の6
TEL 0240-16132 FAX 0240-15564

もっと町をよく するためには こども議会開催

令和3年2月24日(水)に学校が町内で再開してから4度目となる、令和2年度こども議会を開催しました。

こども議員16人は、「こうすれば町はもっと良くなる」と思うことを堂々とした態度で町へ質問し、町長からの回答を引き出していました。



各種表彰を受賞しました

榎葉町議会はこれまでや震災以降の議会活動が地域の振興発展などに貢献をし、功績が顕著であることが認められ、全国町村議会議長会からの表彰を受けました。これは今年度全国でも22議会にのみ送られたものです。

今後も榎葉町議会は、町民の皆さんの生活や福祉の向上を目指し頑張っていきます。

また、当議会からは、議会議長として7年以上の在職として、青木基議長が、さらに議会議員15年以上の在籍として、古市福男副議長並びに猪狩守議員がそれぞれ自治功労者として表彰されました。



青木基 議長



古市福男 副議長



猪狩守 議員

令和3年6月定例会は、 令和3年6月9日(水)から 開会予定です。



開会日は変更となる場合があります。

●場所 榎葉町役場3階 議場

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、マスク着用の徹底及び入場前の検温をお願いしています。

係員から指示のあった際には、指示に従ってください。

なお、席には限りがあります。予めご了承ください。

◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定してください。また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・みだりに席を離れないこと。
 - ・不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

配信やっています！

榎葉町議会では、年に4回行われる定例会をWEB配信しています。ご自身のスマートフォンなどでご覧いただけますので、右のQRコードか下のURLにアクセスしてご覧ください。

https://live.kuroko.cloud/external/index/index/live_id/naraha-gikai/



町道波倉線道路改築工事の進捗状況について

1 事業概要(方針)
町道波倉線は歩行者等の安全確保の観点から車歩道分離を原則として整備が進められている。

平成29年度から測量調査が始まったことにより事業が開始された。町道波倉線は複数の行政区を通る主要な町道ではあるが、改築前は車歩道が一体化しており、大型車が通過する際には、歩行者などが危険な状況となることから、近隣行政区などの要望も踏まえ事業化したものである。

2 1 区 L 280.0m
3 2 区 L 280.0m
4 3 区 L 340.0m
5 4 区 L 403.190m

5 区 L 317.553m
総延長 L 1,620.743m
○進捗状況
1 区 令和3年度発注予定
2 区 令和3年度発注予定
3 区 令和3年度発注予定
4 区 令和3年度発注予定
5 区 令和3年度発注予定



建設課から車中での説明を受ける

○まとめ
今回調査した町道波倉線の拡幅工事はその沿線の町民からの要望も多くあり、工事が実現したものである。近年その沿線については県道広野小高線や、北産業団地などが整備されており、以前よりも大型車両の交通量が増えている状況であることから、国道6号線へのアクセスを考えれば、町道波倉線が重要な役割を担うことが想定されるため、地権者などへの交渉を粘り強く行い、よりよい道路整備を行っていくことを要望した。

議会の足跡

3月~4月

Table with 2 columns: Date (日付) and Meeting Name (会議名). Rows include 1日 議会運営委員会, 4-5日 議会合同委員会, 7日 復興ありがとう感謝祭, etc.

Table with 2 columns: Date (日付) and Meeting Name (会議名). Rows include 1日 辞令交付式, 3日 あおぞらこども園入園式, 6日 檜葉南北小学校入学式, etc.

令和3年第3回3月定例会は、3月8日から11日までの4日間の会期で行われ、町から提案のあった専決処分承認1件、条例制定3件、条例改正10件、補正予算6件、令和3年度予算6件、基本構想策定1件、指定管理者指定1件、議決の必要な契約関係3件など合計40議案が審議され、原案どおり可決・同意されました。

令和3年度は前年度までに復興計画で定めた計画のほとんどが完了し、第2期復興・創生期間が開始される年になります。町民一人ひとりが活躍できる、そのような町づくりを議会も町と一緒に進めていきます。

令和3年度一般会計予算

○ 予算総額 94億1,700万円
(前年比：1億200万円(1.1%)の減)

<歳入のうち自主財源：町税等>
45億134万2千円(全体の47.7%)
(前年比：5億5,004万3千円(10.9%)の減)

<歳入のうち依存財源：国庫支出金等>
49億1,565万8千円(全体の52.3%)
(前年比：4億4,804万3千円(10%)の増)

<歳出のうち義務的経費：人件費、公債費、扶助費>
15億6,861万9千円(全体のうち16.7%)
(前年比：1,166万3千円(0.7%)の増)

<歳出のうち投資的経費：普通建設事業、災害復旧事業費>
25億1,979万7千円(全体のうち26.7%)
(前年比：4億4,621万円(21.5%)の増)

主な事業

Table with 2 columns: Project Name (事業名) and Amount (金額). Rows include 檜葉小学校施設整備事業 (5億7,243万2千円), 営農再開支援事業 (2億5,380万9千円), etc.

令和3年度当初予算を含む、40案件を議決

令和3年度特別会計予算

国民健康保険特別会計

12億226万1千円

(前年度: 1億4,380万8千円(10.7%)の減)

下水道事業特別会計

4億8,342万2千円

(前年度: 168万6千円(0.3%)の減)

住宅用地造成事業特別会計

74万円

(前年度: 24万6千円(24.9%)の減)

介護保険特別会計

10億2,118万円

(前年度: 2,913万7千円(2.9%)の増)

後期高齢者医療特別会計

3,312万5千円

(前年度: 43万4千円(1.3%)の増)



令和2年度補正予算

一般会計(第9号)

《補正額》4億1,900万円減額

《予算総額》

141億1,550万円

◆可決(全員賛成)

国民健康保険特別会計(第3号)

《補正額》1億4,143万5千円減額

《予算総額》

13億9,553万5千円

◆可決(全員賛成)

下水道事業特別会計(第3号)

《補正額》210万4千円減額

《予算総額》5億3,003万8千円

◆可決(全員賛成)

住宅用地造成事業特別会計(第2号)

《補正額》1,671万5千円増額

《予算総額》5,081万3千円

◆可決(全員賛成)

介護保険特別会計(第4号)

《補正額》4,109万8千円減額

《予算総額》10億4,064万7千円

◆可決(全員賛成)

後期高齢者医療特別会計(第3号)

《補正額》28万6千円減額

《予算総額》3,512万円

◆可決(全員賛成)

職員の勤務状況について

東日本大震災以降、復旧・復興の業務により、職員の勤務状況は東日本大震災以前とは様変わりをしている。
業務が多忙を極める中、今年度で復興創生期間も終了の時期を迎えることから、職員の勤務や休暇の状況を議会として確認するために、当委員会では職員の勤務状況について調査を行った。

1 榎葉町職員

榎葉町職員の給与や勤務条件並びに身分保障などについてのほとんどは地方公務員法に規定され、これに基づき榎葉町も職員の身分等に関わることを条例や規則等で定め運用を行っている。
○職員数
榎葉町職員定数123人

(町職員定数条例に基づく) 現在の職員数 108人 (令和3年1月1日現在)
○時間外勤務
平成31年に労働時間法制が見直され時間外勤務の上限時間を設定した。
ただし、指定された業務に従事する職員や特例業務に従事する職員は例外的に規定された時間を超える勤務が可能。
・基本的な上限時間
月45時間 年360時間 (ただし、例外として) 月100時間 年720時間
・令和元年度の時間外総時間 29,410時間 (平均309時間)
最大715時間 最小21時間
○年次有給休暇
公務員の年次有給休暇は1日または1時間単位で取得が可能である。
・平均取得日数

(一般職) 9・23日 (会計年度任用職員) 9・54日 (令和2年度)
新型コロナウイルス感染症などにより様々な事業やイベントが中止または延期となったことや、業務内容の見直しなどにより、職員の時間外勤務は減少となっている。
令和元年度 29,410時間 (令和2年3月末)
令和2年度 11,398時間 (令和2年12月末)
○まとめ
東日本大震災以降の復旧復興に関連した業務に加え、平常的に実施しなければならぬ業務により、それらを所管する部署の職員の長時間勤務が常態化していたが、復興創生期間が終了を迎えるに当たり、ピーク時よりは時間外勤務時間が減少していることが理解できた。



ただし、未だに少数ではあるがやむを得ず長時間の時間外勤務をしなければならない職員もいることから、引き続き健康状態の把握は必要不可欠である。総務課や管理職職員は常に目を配り、適切な管理を継続するように要望をした。
また、年次有給休暇の取得率が総じて低い傾向にあり、心身のリフレッシュの為に、取得率の向上に係る取組の実施をお願いした。

条例の制定・改正

国民健康保険税等減免条例の制定

● 東日本大震災被災者の経済的負担の軽減を図る減免措置の規定を整備するための条例

◆可決【全員賛成】

空家等の適正管理に関する条例の制定

● 町内に所在する建築物やその敷地等を適正に管理するための条例

◆可決【全員賛成】

スポーツ推進条例の制定

● 町のスポーツ推進に関する基本理念を定めるための条例の制定

◆可決【全員賛成】

職員給与の条例の改正

● 職員の通勤手当等に関する上限額の改正

◆可決【全員賛成】

課設置条例の改正

● 行政組織の一部を見直すための改正

◆可決【全員賛成】

国民健康保険条例の改正

● 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当に関する規定の改正

◆可決【全員賛成】

介護保険条例の改正

● 令和3年度から5年度までの保険料率見直しのための改正

◆可決【全員賛成】

指定地域密着型サービスの運営に関する条例の改正

● 感染症対策等の規定に関する改正

◆可決【全員賛成】

電気給電条例の改正

● 再生可能エネルギー設備の効率的な活用のための受電施設追加に関する条例の改正

◆可決【全員賛成】

工場誘致条例の改正

● 産業振興を図るための奨励措置等の期間延長に関する条例の改正

◆可決【全員賛成】

消防団設置等に関する条例の改正

● 女性団員による分団に関する規定を改正するための条例の改正

◆可決【全員賛成】

町立小学校及び中学校条例の改正

● 小学校統合により名称及び位置を変更するための条例の改正

◆可決【全員賛成】

都市公園条例の改正

● 公園施設の廃止及び使用料見直しのための条例の改正

◆可決【全員賛成】

基本構想策定

基本構想（第6次檜葉町勢振興計画）の策定

● 本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めるもの

◆可決【全員賛成】

財産処分

所在地 檜葉町大字下繁岡字 赤粉1番9

● 種別 宅地
● 数量 666・03㎡
● 価格 832万5,375円

◆可決【賛成全員】

専決処分の承認

令和2年度一般会計補正予算（第8号）

● 専決日 令和3年2月17日
● 補正額 5,700万円
● 予算総額 145億3,450万円

◆承認【賛成全員】



木戸ダム水力発電事業について

福島県は水力発電事業者と令和3年度中に契約を結び、木戸ダムに水力発電設備を設置し令和6年度から発電開始を目指すとしており、事業者は売電収入の一部をダムの管理費に充て、県の財政負担の軽減をすることとしている。

問 町に対し事業者から公益的な措置はあるのか。

答（町長） 事業者は利益の一部を地域活性化に資する事業に活用するとの地域貢献策が提案されている。ただし、現時点では県と事業者との契約が締結されておらず、不確定な情報である。

問 事業が利益重視となることで、町民に不利益なことはないか。また事故対策は十分か。

答（復興推進課長） 発電事業者は通常放流している水を利用し、放流水の全量を河川に戻すという計画を立てており、町民に対して不利益となることはない。安全対策においても法に基づいた十分な対策を講じると聞く。

問 町は木戸ダム周辺の環境整備を事業者や県に要望していくのか。

答（町長） 県と事業者との契約が締結された後に事業者と協議をしていく。

問 県と事業者との契約が締結され次第、事業についての情報を町民に対して発信してもらいたい。

答（復興推進課長） 事業契約締結後速やかに広報紙等で周知を行う。

郭公山登山道の整備について

第六次町勢振興計画では、余暇を楽しむスポットの発掘・創設との表記がある。町民の多くが親しみを抱いている「郭公山」の今後の活用について可能性を問う。

問 平成30年3月の定例会で質問があった、郭公山の除染を国へ要望していくとの回答についてその後はどうなったか。

答（町長） 国は、生活圏の森林を優先的に除染している。町民の安心のため、生活圏外の森林除染についても引き続き要望を行う。

問 町独自で森林除染を行うことは可能か。

答（くらし安全対策課長） 檜葉町は全域が除染特別地域となり、国直轄の地域に指定されている。除染は国が責任を持って行うべきと考える。

問 郭公山を余暇を楽しむスポットにするなど、町の考えは。

答（町長） 今後、どのような整備が行えるのか、関係機関と協議していく。

ならはスマートインターチェンジ入口付近について

インターチェンジ入口は県道や町道と近接しているため間違つて侵入したり、山岸地区への侵入路を通り過ぎてしまうという事象が多いと聞く。地域住民の交通安全や来訪者の利便性について今後のインターチェンジ付近の改善策について町の見解を聞いた。

問 インターチェンジ入口付近の現状は把握しているか。



改善が望まれるスマートIC付近

問 インターチェンジ付近で事故等が発生する前に、標識などの安全対策が必要と考えるが。

答（町長） 供用開始後の状況を福島県公安委員会及び県道管理者に情報共有しながら、最善と考えられる方策を検討していく。

いっぱん質問

町政を問う！

坂本 洋 議員



井出川堤防の町道認定と海岸堤防の危険防止対策について

井出川周辺や整備された海岸堤防は、散歩などで多くの方が利用している。豊かな自然に触れることのできるさとを慈しむ心は育まれる。

現在行われている井出川の改修工事の内容は。

工事主体は福島県で、井出川堤防の補強と円滑な維持管理を目的に堤防舗装工事を実施すると聞いている。

具体的にはどの区間が舗装となり、工事はいつまで続くのか。

建設課長 令和2年度分は約400m。県道小塙上郡山線を境に右岸側下流の一部と上流部の一部。令和3年度は本釜橋の上流部、県道小塙上郡山線の左岸側、計850mの工事となる。

県道の井出橋から下流の本釜橋の区間を全て舗装してほしい。今回の計画には入っているのか。

建設課長 河川改修等の未実施部や堤防未整備区間が一部未舗装となる。

本釜橋まで全て通行できるように舗装を要望すべきと考えるか。

建設課長 河川未改修区間の整備については今後も引き続き要望をする。

堤防沿いに桜の植樹などを検討しはどうか。

建設課長 支障となる植樹等は許可がない。流れを阻害するものは設置できないという理解である。

危険だから人を近づけないのではなく、親しむことで地域の良さが分かることもある。植樹などに町も積極的に関わってほしい。

井出川堤防を町道認定し広く利用できるようにすべきである。認定の条件は何か。

町長 認定の基準はない。町民生活に必要な不可欠などの条件が伴うものであるべきと考える。

井出川堤防はサイクリングロードなどに利用できるため、町道認定の検討をしてほしい。

海岸堤防は震災後高さが増し、転落等の不安がある。安全に散策するため柵などの設置はできないのか。

町長 堤防を管理する福島県は、一般車両の通行は想定していないことから、防護柵等の設置は検討していないとのことである。

久之浜地区堤防に柵が設置されている。注意を促すような柵の設置について管理者と協議をしてほしい。

波倉地区の土地利用を考える

福島第二原子力発電所の誘致や東日本大震災の廃棄物減容化施設やセメント固型化施設の受入れなど、波倉地区は町の発展に協力してきたことから、当地区の将来の在り方は、町が責任を持って成し遂げるべきである。

波倉地区復興計画策定の経緯とその内容は。

町長 当地区は中間貯蔵施設の候補地に示されるなど様々な情勢の変化があり、地区住民の生活再建や落ち着いた暮らしを取り戻すことを目的に波倉地区復興計画を策定した。土地利用を4つのゾーンに分け計画を定めている。

これまでどのような意見や要望

があったか。

町長 地域交流促進ゾーン整備や、震災由来の施設撤去後の土地利用について要望があった。

セメント固型化施設、減容化施設の跡地はどのように利用するのか。

町長 跡地は新産業創出ゾーンとし、先進的産業の導入エリアとして計画をしている。

廃炉関係企業の進出の見込みはあるのか。

波倉地区への廃炉関連企業進出について打診や相談などはない。

セメント固型化施設を解体せずに払い下げ廃炉関連の作業で利用できる可能性もあると思うがどうか。

復興推進課長 廃炉作業のヤード等を置くことは考えられるが、事業者からそのような話はない。

廃炉の様々な工程の中でこの施設を再利用できれば雇用も生まれるので検討してほしい。

復興推進課長 優先されるべきは地権者の意向であり、それを踏まえ、環境省や東京電力などに相談をする。

指定管理者の指定

榎葉町総合グラウンド

- 指定管理者 一般社団法人 榎葉町スポーツ協会
指定期間 令和3年4月1日、令和4年3月31日

可決【賛成全員】

財産処分の変更

赤粉分譲団地第3期分譲地の分譲価格を変更するため

- 変更前 1億6,425万884円
変更後 1億5,518万1,575円

可決【賛成全員】

委員会発議

榎葉町議会委員会条例の改正

- 猪狩守 委員長
提案理由 次の議会議員一般選挙から適用される定数並びに榎葉町課設置条例の改正に伴い、各常任委員会の定数及び所管を改正するため

可決【賛成全員】

工事請負契約変更

上繁岡地区交流促進ゾーン整備工事

- 契約相手 株式会社五大
変更前 5,236万円
変更後 5,355万9千円

可決【賛成全員】

繁岡地区交流促進ゾーン整備工事

- 契約相手 株式会社ユタ力建設
変更前 5,060万円
変更後 5,621万1,100円

可決【賛成全員】

下繁岡地区基盤整備工事(その2)

- 契約相手 加藤建設株式会社
変更前 6,380万円
変更後 8,771万4千円

可決【賛成全員】

町道の認定・変更

天神岬・代線の認定

県道広野小高線バイパス工事により、北田字上ノ原地内の路線が町へ移管されることに伴う町道の認定

可決【賛成全員】

浜畑線の変更

海岸防災林造成事業に伴い、町道浜畑線の終点を変更

可決【賛成全員】

上ノ原・代線の変更

県道広野小高線バイパス工事に伴い、町道上ノ原・代線の終点並びに路線名を上ノ原・小田前線に変更

可決【賛成全員】

坂下・南作線外1路線の変更

県道木戸停車場線バイパス工事により、町道坂下・南作線外1路線の起点・路線名を変更

可決【賛成全員】

榎葉町議会会議規則の改正

- 猪狩守 委員長
提案理由 標準町村議会会議規則の改正に伴い、榎葉町議会会議規則を改正するため

可決【賛成全員】

東京電力ホールディングス株式会社に對する決議

- 草野公雄 委員長
提案理由 令和3年2月13日に発生した福島県沖地震による電力事業者の危機管理体制及び情報公開に対する決議

可決【賛成全員】



令和3年1月臨時議会 会期 令和3年1月21日

条例の改正

檜葉町いきいきアグリ復興基金条例の改正

● 本基金を活用し、当町の農業再生と充実を図るため、基金の設置期間の延長をするための改正

◆可決【全員賛成】

工事請負契約変更

前原地区外基盤整備工事（1工区）

- 契約相手 合資会社 諸橋建設工業
- 変更前 4,763万円
- 変更後 5,363万500円

◆可決【賛成全員】

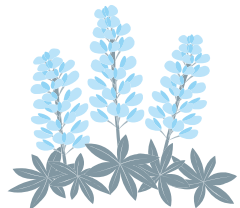


令和3年2月臨時議会 会期 令和3年2月17日

専決処分の報告

檜葉町北産業団地敷地造成工事（第3期）

- 契約相手 草野建設 株式会社
- 変更前 5億3,350万円
- 変更後 5億3,458万6,800円



工事請負契約締結・変更

町道ならはスマートインター線道路改築工事

- 契約相手 株式会社 五大
- 契約額 1億3,310万円

◆可決【賛成全員】

波倉地区地域交流促進ゾーン整備工事

- 契約相手 株式会社 五大
- 変更前 9,670万9,800円
- 変更後 1億274万円

◆可決【賛成全員】

町道波倉線道路改築工事（3工区）

- 契約相手 加藤建設 株式会社
- 変更前 9,223万5千円
- 変更後 9,099万2千円

◆可決【賛成全員】

町道寺下・夫太郎線道路法面改修工事

- 契約相手 加藤建設 株式会社
- 変更前 2億2,220万円
- 変更後 2億4,987万9,300円

◆可決【賛成全員】



太陽光発電設備について

近年、再生可能エネルギーの利用が国内外を問わず高まっている。特に太陽光発電設備は屋根をはじめ、宅地や山林などにも設置されている。地球環境に優しいエネルギーであると認識をする一方、自然環境にそぐわない、圧迫感を感じるなどの意見も耳にする。設置に関してルールづくりが必要と考

問 町内で建築物の屋根や屋上以外に設置されている施設は何ヶ所あるのか。

答（町長） 筆数では、木戸川以北194筆。木戸川以南25筆の合計219筆に太陽光発電設備が設置されている。

問 設置する際に町はどのように関与をするのか。

答（町長） 農地に関しては農地法の手続きなど、地目毎に関係法令が異なるため、それぞれの法令を所管する部署において関与をしている。

問 資源エネルギー庁の発行する「事業計画策定ガイドライン」では、事業者は景観・環境への配慮や地域住民への説明などの記載があるが、町へは事業者からの説明はないのか。

答（復興推進課長） このガイドラインでは努力義務であり、守らなければ設置できないわけではないため、大規模なものでない限り説明はない。

問 農地法に定める第一種農地に太陽光発電設備を設置したいという要望があがっているのか。

答（産業振興課長） ここ1年以内では営農型発電、ソーラーシェアリングの相談は数件きているが、土地改良事業を実施した農地は許可を出しにくい状況。

問 施設近隣の住民からは苦情はあるのか。

答（町長） 町へ直接苦情は来ていない。

問 設置に関するルールづくりが必要ではないか。

答（町長） 今後の檜葉町を考えると、景観が魅力的な町ということは重要である。エネルギー構造の転換や脱炭素社会の推進を考えるなど、様々な情勢を勘案しながら、太陽光発電設備の設置に関するガイドラインを策定し、設備の安全や景観との調和などを図りたいと考えている。

甘藷の6次産業化について

当町での甘藷栽培は大きく栽培面積を増やしており、県内でも類を見ない産地となっているが、出荷だけでは特色がない。6次産業化という附加価値をつけるべきと考える。

問 令和3年度の栽培面積は。

答（町長） 5年目を迎える令和3年度は、地元の甘藷栽培農家31人からなる、JA福島さくらふたば地区檜葉町甘藷生産部会が栽培に加わり、当初目標としていた50haを超える、52haを栽培予定。

問 生産された甘藷はどのように消費されるのか。

答（町長） 既に生サツマイモや焼き芋の販売。今後は食品加工メーカーやJA等との4者連携協定を継続しながら、地産地消に取り組んでいく。

問 甘藷の6次産業化に向けた商品開発が必要ではないか。また、それに係る町のバックアップは。

答（町長） 農林水産処理加工施設の再整備や特産品開発に係るマネジメントに加え、専門調理人の派遣や視察研修などの支援体制を整備する。



さらなる展望が期待される甘藷関連事業

いっぱん質問

町政を問う！

鈴木 恒男 議員



震災関連死について

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の事故後10年が経過した。地震や津波で亡くなった直接死よりも避難などにより体調を崩すなどして亡くなった関連死が上回り、郡内では人口の1%以上の方が認定されている状況である。

【問】震災関連死の認定に至るまでの手続きは。

【答(町長)】所定の様式に震災前の健康状態から、亡くなった時期までの健康状態や避難経路などを記載し、町に提出する。その後双葉地方災害弔慰金支給審査委員会が審査し、認定の可否が申請者へ通知される。

【問】10年たった今、改めてこの制度について周知すべきではないか。

【答(住民福祉課長)】周知が必要と考える。

広報等を活用し、年に1回程度周知を行うしていく。

【問】町内における関連死の認定状況は。

【答(町長)】平成23年より受付を開始し、令和3年1月末現在で162件を受付、140件が認定され、現在1件が審査中である。

【問】認定された方の平均転居回数は。

【答(住民福祉課長)】最高13回。最低2回。平均は7回程度。

【問】亡くなった方の主な病名は。

【答(住民福祉課長)】誤嚥性肺炎が一番多い。

【問】関連死を防ぐ取り組みは孤独死を防ぐ取組みと同じであり、人と人とのつながりや交流の場を増やすこと、一人暮らしの方には定期的な訪問をするなどの高齢者を孤立させない取組が必要と考えるが。

【答(住民福祉課長)】コロナの感染予防をしっかり行い、生活支援相談員や民生委員が戸別の訪問を行い、孤独を防ぐ取り組みをしている。

【要望】関連死を防ぐ特效薬はないと言われている。これ以上の関連死を出さないという強い意志を持って更なる取組みをお願いしたい。

職員の勤務実態について

働き方改革関連法が施行され2年が経過した。震災からの復興を担ってきた檜葉町職員の勤務実態について問う。

【問】働き方関連法施行後、職員の時間外勤務の実態はどうか。

【答(町長)】令和元年度は平均309時間。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、時間外勤務は縮小傾向にある。

【問】通常は原則として月45時間。年間360時間の上限を設けている中、令和元年度は月100時間を超える職員がいるがどのような職務なのか。

【答(総務課長)】農政部門及び財政部門の職員計3名。

【問】月100時間を超えた職員を対象に超過勤務者健診を実施しているがその結果は。

【答(総務課長)】病気になるような事象は発生していない。しかし、疲労も蓄積しているとの診断を受けている。

【問】職員が健康であつてこそ住民サービスの質が向上する。職場の環境改善をしながら職員の健康を守るべきでは。

【答(総務課長)】健康であつてこそ業務ができるものとする。職員の健康管理に取り組んでいく。

【問】年次有給休暇の取得状況は。

【答(町長)】職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は9・23日、取得率は26・49%である。

【問】1日も有給休暇を取得していない職員がいると聞く。その理由は。

【答(総務課長)】イベント時などの出勤などによる振替休暇取得により有給休暇を取得していなかったと聞いている。

【問】平均取得が9・23日とのこと、相当数の年休が切り捨てになっているのでは。

【答(総務課長)】現実として使用せずにいるという実態はある。

【問】年休の取得は職員の権利であり、自由に取得ができ、安心して働き続けられる職場環境の整備が住民サービスの向上につながると思うが。

【答(町長)】ご指摘はもっともと考える。多忙な業務の中でも適切な休暇の取得は当たり前なことであり、管理職員にも引き続き伝えていく。



新型コロナウイルス感染症対策

全国的に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まるうとしている。当町でも迅速な対応を求める声が住民から多く聞かれる。

【問】当町ではどのメーカーのワクチンが提供され、町内では何か所で接種が行われるのか。

【答(町長)】先行接種が行われる医療従事者にはファイザー社製のものを用いられると聞く。医療従事者から順次、接種順位を設け行っていくこととしていく。また接種場所は、町が会場を準備する集団接種のほか、医療機関での個別接種も予定されている。

【問】接種会場までの交通弱者対策はどうか。

【答(町長)】原則、感染予防対策として

接種希望者が自ら接種会場へ来ることを想定している。交通弱者についてもタクシーやご家族の車での移動を想定している。

【問】接種後体調に異変を生じた際の対応は。

【答(町長)】ワクチン接種者の全員に何らかの副反応は起こる。ただし、重篤な副反応は接種後30分以内に起こるものとされており、その際には応急処置を実施し、ふたば復興診療所等と連携をとりながら処置していく。

【問】ワクチン接種の周知方法はどのように考えているのか。

【答(町長)】事前に個人に対しワクチン接種クーポンを送付する。それと一緒に接種時期などについても併せてお知らせしていく。

【問】個別接種の方法は。

【答(住民福祉課長)】国へワクチン接種が可能となる申請を行い承認されることとその病院での接種が可能となります。申請は病院単位で行うものとなり、かかりつけ医が申請をするかは病院の判断になります。その上で、申請をし承認されている病院へ接種希望者が自ら予約をし接種することとなります。

移住・定住施策について

町の将来を担う子ども達のにぎやかな声を町内のあちこちで聞けるようになったが、未だ震災前の子ども数には届いていない。子育て世代の移住・定住者を増やすための各種支援について現状と今後を探る。

【問】檜葉町子育て世帯住宅取得奨励金の直近3年間と申請数は何世帯か。

【答(町長)】平成29年8世帯。平成30年9世帯。平成31年5世帯。令和2年度10世帯の合計32世帯である。

【問】少しでも居住者を増やすために、この奨励金を長期間維持する考えは。

【答(町長)】この制度が移住定住促進の施策として利用され人口増加の一助となるように、当面の間継続する考えである。また、より制度を活用していただくために、さらなる周知を行っている。

【問】人口を増やすために今後行うものは。

【答(町長)】新型コロナウイルス感染症の影響により、若者の地方移住への機運が高まっており、移住定住促進には好機と考えている。移住定住を早期に

促進するため、多様なライフスタイルが満たせるまちづくりを推進する。また令和3年度には福島再生加速化交付金のメニューに移住定住に関することが加わることから、それらを最大限に活用し、移住定住の施策に取り組んでいく。

